

一般競争入札案内

※本案件に関する書類一式です。

【送付枚数】 本紙含む 20 枚

| | |
|------|--|
| 宛先 | 入札参加希望企業 各位 |
| 送付元 | 〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614-1 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班 契約担当:木本 原計担当:龍 TEL:04-7191-2321 内線 2246 または 2248 FAX:04-7191-7555 (直通) |
| 件名 | 要求番号:07-1-2506-1510-0101-00 件 名 航空機の機体洗浄作業 における調達要求 |
| 連絡事項 | <p>お世話になっております。 上記の件について案内いたします。 ご確認よろしくお願い致します。</p> <p>【送付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・入札公告 1 枚・入札申込書・入札書を郵送した場合の通知書 2 枚・入札等不参加理由確認書 1 枚・仕様書等 13 枚・入札・見積書(記入例 1部・本紙 1部) 2 枚 <p>【入札・見積合せについてのお願い】</p> <p>①参考見積書提出のお願い 入札実施にあたり参考見積の提出を依頼してます。ご協力お願いします。 提出期限: 令和7年6月4日(水) 16時45分 ※価格証明書(社内規定の料金表)等ございましたら、合わせて提出(FAX送信可)をお願いします。</p> <p>②仕様内容確認先 担当者 第203機則整備隊 郡司 04-7191-2321 (内2977)</p> |

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
下総航空基地隊
下総経理隊長 尾上 誠

下記のとおり一般競争入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項等」を熟知し、承諾の上、ご参加ください。

記

1 競争入札に付する事項

| 調 達 要 求 番 号 | 件 名 | 履 行 期 限 | 履 行 場 所 |
|------------------------|------------|-----------|---------|
| 07-1-2506-1510-0101-00 | 航空機の機体洗浄作業 | 令和8年3月19日 | 下総航空基地 |

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の等級が「D」以上の格付けをされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前2号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項(条件による)

4 入札日等

- 入札の日時
令和7年6月11日(水) 11時00分～
- 入札の場所、入札及び契約心得、契約条項を示す場所
〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1 海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊入札室

5 入札方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。
- 見積もった金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。

6 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく別に定める様式により、契約金額250万円未満かつ特約条項のない場合は請書、それ以外は契約書を作成すること。

9 その他

- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当することを省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- 仕様書受領期限
令和7年6月4日(水)
仕様書受領前に入札参加申込書及び資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。
- 郵送による入札書の受領期限
令和7年6月10日(火) 16時45分まで(必着)
上記の場合は、調達要求番号、件名を記載した封筒に入札書を封入の上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、書留又は簡易書留により、期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式「入札書を郵送した場合の通知書」をFAXすること。
- 予算決算及び会計令第85条の基準により契約担当官が予め設定した調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とししない。
調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札者に対して「落札者の決定の保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定し、結果については書面をもって通知する。
なお、調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情徴収に協力すること。
- 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊 契約班
電話 04-7191-2321(内線2246) FAX 04-7191-7555

| |
|-------|
| 受付年月日 |
| |

※この枠内の記入は不要です。

入札書を郵送した場合の通知書

| | |
|--------------|------------------------|
| 調達要求番号 | 07-1-2506-1510-0101-00 |
| 件名 | 航空機の機体洗淨作業 |
| 入札日 | 令和7年6月11日(水) |
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| 送付者氏名 | |
| 送付年月日 | |
| 書留等の 追跡番号 | |

※ 郵送により入札書を発送した場合
入札書発送の旨を発送次第、必ず当該様式でFAXしてください。
 送付先

海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班
 FAX : 04-7191-7555

※ 入札公告に記載のとおり、必ず書留又は簡易書留により、入札期日の前日までに到着するよう送付してください。

入札等不参加理由確認書

住 所

会社名

代表者

調達要求番号： 07-1-2506-1510-0101-00

件 名： 航空機の機体洗浄作業

本紙は、入札及び見積合せ申込後、不参加となる際に提出
ください。

入札不参加理由の番号に「○」を付けて下さい。（複数選
択可）その他の場合は、理由の記入をお願いします。

<入札不参加の理由>

1. 入札準備期間や履行期間が短かった。
2. 仕様内容等が十分伝わって来なかった。
3. 経営判断の結果
4. 法令やライセンス権等の制約
5. 専門性が高く、履行難度が高かった。
6. その他

[]

※社印、代表者印は押印いただく必要はありません。

調達要求番号：07-1-2506-1510-0101-00

| 海上自衛隊仕様書 | | | |
|----------|------------|--------------------|-----------------|
| 物品番号等 | | 仕様書番号 | Y3-S-Y-74060-01 |
| 名称 | 航空機の機体洗浄作業 | 防衛大臣承認年月日 | |
| | | 作成年月日 | 令和6年6月6日 |
| | | 改正年月日 | 令和7年4月9日 |
| | | 第203整備補給隊第203機側整備隊 | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊下総航空基地に所在する航空機の機体洗浄作業役務（以下“役務”という。）について適用する。

1.2 用語の定義

1.2.1 作業管理者

役務を円滑に実施するため、官側との連絡調整を行うほか、業務を総合的に把握し、作業実施者を指揮する者

1.2.2 作業実施者

作業管理者の指揮により直接作業を実施する者

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、技術資料に改正があった場合は、その適用について契約担当官等と協議するものとする。なお、引用文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

MHP-V-04002-10 航空機等委託整備役務共通仕様書

b) 法令等

海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）

海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。19.4.27）

秘密保全に関する達（平成19年海上自衛隊達第16号。19.4.27）

秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

c) 技術刊行物等

- P-3C型航空機 整備取扱説明書 総論及びサービス (10 類 1T 第 1802.1)
- P-3C型航空機 整備取扱説明書 腐食管理, 洗浄, 塗装及び汚染除去 (10 類 1T 第 1802号 2.1)
- P-3C型航空機デイリー/スペシャル・メンテナンス要求項目カード (10 類 1T 第 1806号 3(C))
- 航空機の洗浄及びコロージョン・コントロール取扱説明書 (10 類 1T 第 0005 号)
- P-3C型航空機の腐食管理について (整備指示書 C-P3C-26-10)
- P-1型航空機整備取扱説明書 (10 類 1 第 0102 号 7)
- P-1型航空機整備取扱説明書 (10 類 1 第 0106 号 3)

1.3.2 関連文書

- 防衛省所轄に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令 (昭和 33 年総理府令第 1 号)
- 航空機等整備基準 (海幕装備第 5622 号。10. 12. 8)
- 航空機等整備規則 (平成 10 年海上自衛隊達第 31 号)
- 航空機等整備実施要領 (補本装航第 89 号。10. 12. 8)
- 海上自衛隊物品管理補給基準 (海幕装備第 5621 号。10. 12. 8)
- 海上自衛隊契約規則 (平成 27 年海上自衛隊達第 4 号)

1.4 契約の相手方の条件

- a) 作業管理者は, 機体洗浄に関わる知識, 技能, 経験を有するものとする。
- b) 土日祝に対応でき, また, 日程変更に対応できるものとする。
- c) 高所作業車の操作に必要な公的資格を有する人員を確保することとし, 事前に資格証明の写しを監督官に提出するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量

対象品目及び数量等は表 1 による。

表 1 - 対象品目及び数量等

| 機 種 | 総実施数 | 備 考 |
|------|------|-----------|
| P-3C | 15機 | 下総航空基地所在機 |
| P-1 | | |

※ 履行期限までに 15 日間, 計 15 機の機体洗浄作業を実施する。

2.2 履行場所

海上自衛隊下総航空基地 (洗機場, 第 4 格納庫)

2.3 下請負

契約の相手方は, 役務の一部を下請負で実施する場合は, 下請負承認申請書 (付図 1) を作成して監督官経由契約担当官等へ提出し, 承認を得るものとする。

2.4 役務の内容

役務の内容は, 1.3.1 a) によるほか次による。

なお, 細部については本仕様書別冊 (附属書 A, 附属書 B) のとおりとする。

a) 作業管理者の選任等

- 1) 契約の相手方は、契約後速やかに、この役務の履行について官との連絡調整に当たり、作業実施者を直接指揮命令する作業管理者を選任し、また、作業実施者を選定し、作業管理者等名簿（付図2）及び誓約書（付図3）を提出するものとする。
なお、作業管理者は、履行場所に駐在する必要はないが、監督官と速やかに連絡調整できる態勢をとれる者とする。
- 2) 作業管理者は契約後速やかに在籍証明書を提出するものとする。
- 3) 契約の相手方は、作業実施者を含め、日本国籍を有する者とする。
- 4) 契約の相手方は、契約履行中において、新たに作業管理者等を選任又は解任する必要が生じた場合、速やかに作業管理者等名簿及び誓約書を提出するものとする。

作業日程及び工程協議

契約の相手方は、契約後速やかに作業日程及び工程を監督官と協議するものとする。

b) 整備作業標準の作成

契約の相手方は、1.3.1c)を基に、整備作業標準を作成し、監督官の承認を得るものとし、承認後変更する必要がある場合、変更部分のみ同様に処置するものとする。

c) 作業実施計画・実績書の作成

契約の相手方は、官側が作成する月間整備計画に基づき、作業実施計画・実績書を作成し、監督官の承認を得るものとし、承認後変更する必要がある場合、改めて監督官の承認を得るものとする。

d) 整備作業の指示受け及び実施

機体洗浄作業は、作業実施計画・実績書に基づき実施する。契約の相手方は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定された休日及び夜間の機体洗浄に対応できる態勢をとるものとする。官側の都合により月間整備計画を変更する場合は、機体洗浄作業開始の3日前までに監督官経由契約の相手方に通知するものとする。

e) 作業完了の報告及び検査

契約の相手方は、作業が完了したならば、速やかに作業完了を監督官に報告するとともに、作業実施計画・実績書（付図4）に必要事項を記入し、監督官の承認を得るものとする。

3 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1の適用区分cによる。

4 監督・検査

4.1 監督

監督は、契約の履行途中において、随時必要な事項に関し、立会い及び提出書類により、仕様書等の要求事項に合致しているか確認を実施する。

4.2 検査

検査は、外観及び提出書類の確認を実施する。

5 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

| 番号 | 書類名 | 部数 | 提出時期 | 提出先 | 書式等 |
|--|---------------------|----|-----------|----------------|-------------------|
| 1 | 着手届 | 3 | 契約後速やかに | 監督官経由 契約担当官 | 海幕経第183号 書式第22 |
| 2 | 下請負承認申請書 | 2 | 必要の都度速やかに | 監督官経由 契約担当官 | 付図1 |
| 3 | 作業管理者等名簿 | 1 | 契約後速やかに | 監督官 | 付図2 |
| 4 | 高所作業車の資格証明書 (写し) | 1 | 契約後速やかに | 監督官 | — |
| 5 | 誓約書 | 2 | 契約後速やかに | 監督官 | 付図3 |
| 6 | 整備作業標準 | 2 | 契約後速やかに | 監督官 | 様式適宜 |
| 7 | 在職証明書※ | 1 | 契約後速やかに | 監督官 | 様式適宜 |
| 8 | 作業実施計画・実績書 | 2 | 作業開始前後 | 監督官 | 付図4 |
| 9 | 受領書 | 6 | 官給品受領時 | 監督官 | 海補3023様式 |
| 10 | 返品書・材料使用明細書 | 6 | 官給品使用終了時 | 監督官 | 海補3024様式 |
| 11 | 完成検査書 | 2 | 毎洗機後速やかに | 監督官 | 様式適宜 |
| 12 | 定数表 | 1 | 作業前後 | 監督官 | 付図5 |
| 13 | 検査等申請書 | 3 | 役務終了後速やかに | 検査官 | 海補3021様式 |
| 14 | 終了届 | 3 | 役務履行後速やかに | 検査官経由 契約担当官 | 海幕経第183号 書式第22 |
| 注記1 提出書類には件名、契約番号、契約年月日、契約の相手方名を明記すること。 注記2 提出書類は、第203整備補給隊第203機側整備隊（整備計画班）を経由すること。 | | | | | |

※在職証明書の提出は、作業管理者のみとし、職歴上機体洗浄の経験を確認できる内容とする。

6 官側による支援

6.1 全般

契約の相手方は、次に示す事項について官側と調整し、支援を得られるものとする。

- a) 機体洗浄作業に行う対象機の設置
- b) 保護カバー及び圧着テープ等の取付け
- c) 機体洗浄実施場所への車両等の運航許可に関する事項
- d) 水洗い用ホース、脚立及び作業台の準備
- e) その他、官側が必要と認める事項

6.2 官有設備の使用

- a) 契約の相手方は、次の事項については、官側の支援を無償で受けることができる。

- －役務に必要な施設、設備等
- －業務に必要な電力、上下水道の供給

ただし、シャワーの使用については、使用している洗剤等が地肌につき人体に影響を及

ばすと判断した際に使用を認める。

- b) 官有設備等の使用に際しては、官の規則を遵守し、官側の整備業務を阻害しないよう監督官と事前に調整を行う。

6.3 装備品等

この役務に使用する装着品については表3のとおりとし、スポンジ、ブラシなどの消耗品も含めて契約の相手方が準備する。洗機作業中に装着品及び消耗品が飛散し、紛失しないよう処置を実施するほか、作業管理者は、紛失亡失対策として装着品を含む全ての使用用具の定数表（付図5）を記入し、作業開始前及び作業終了後に監督官による定数確認を受けるものとする。

表3－装着品

| 番号 | 装着品 | 番号 | 装着品 |
|----|------|----|--------|
| 1 | 合羽 | 4 | ゴーグル |
| 2 | ゴム手袋 | 5 | ヘルメット |
| 3 | 長靴 | 6 | フルハーネス |

6.4 作業台・高所作業車・施設など

作業台・高所作業車・施設などは次による。

- a) この役務に必要な作業台及び高所作業車は、官側の整備業務に支障を来たさない範囲で官側が準備する。ただし、使用中の作業実施者の故意または過失による事故については、契約の相手方の責任により処理するほか9 賠償責任による。
- b) 高所作業車の操作員については、契約の相手方が準備するものとする。

6.5 航空機の接受

航空機の管理は官側が実施し、1.3.1 b)による。航空機の引き渡しは行わない。

7 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、1.3.1 b)の適用を受ける。

8 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者に対してコンプライアンス意識及び遵守を図る。

9 賠償責任

契約期間中に、契約の相手方及び下請負者等の故意又は過失によって国の物品又は国有財産に損害を与えた場合は、契約の相手方の責任によって現状の回復又はその損害を賠償するものとする。

10 その他

作業の実施に当たっては、常に安全に留意して事故の防止に努め、契約の相手方の責任で発生した事故及び作業員の負傷については、官側はその責任及び補償を負わないものとする。

11 疑義事項

この仕様書において疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官殿

会社名
会社住所
代表者氏名

下請負承認申請書

契約番号：
調達要求番号：
件名：

下記のとおり申請します。

記

- 1 下請負を行わせる会社の名称等
 - (1) 会社名
 - (2) 本社所在地
 - (3) 工場所在地
 - (4) 資本金
 - (5) 従業員数
- 2 下請負を必要とする理由

- 3 下請負を行わせる範囲

上記のとおり、承認します。

監督官確認印

ただし、この承認により は、この契約の義務とされている
事項につき、その責任を免れるものではありません。承認番号第 号
令和 年 月 日

印

(監 督 官) 殿

会 社 名
住 所
代 表 者 名

作 業 管 理 者 等 名 簿

下記の契約に係る作業管理者等を指定いたしましたので、提出いたします。

記

| | |
|-------------|--|
| 契 約 番 号 | |
| 調 達 要 求 番 号 | |
| 契 約 年 月 日 | |
| 契 約 件 名 | |

| 作 業 管 理 者 | | | | | | |
|-----------|-----|-----|------|---------|----|----|
| | 氏 名 | 性 別 | 生年月日 | 住所・電話番号 | 国籍 | 記事 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

| 作 業 実 施 者 | | | | | | |
|-----------|-----|-----|------|---------|----|----|
| | 氏 名 | 性 別 | 生年月日 | 住所・電話番号 | 国籍 | 記事 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

注記 高所作業車の操作に必要な公的資格保有者は番号を○で囲む。

誓約書

(監 督 官) 殿

私は、届け出た作業管理者等の身上を完全に把握しており、身分保障するとともに、健康上、
労務管理上、良好であることを証明します。

また、防衛省関連施設への通門許可申請、セキュリティ管理、緊急連絡、交通事故等の際の
救急措置（血液型を含む。）その他、本役務に必要な個人の照会に係る情報を提供することに同
意します。

令和 年 月 日

会 社 名

住 所

代表者名

作業実施計画・実績書（ 月分）

（ 監督官 ） 殿

航空機の機体洗浄作業役務の作業について、下記のとおり計画及び実施しましたので提出します。

記

1. 作業実施計画・実績書

| 番号 | 機種 | 機番号 | 計画日 | 変更日 | | 実施日 | 監督官 確認印 |
|----|----|-----|-----|-----|--|-----|------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

2. 緊急連絡先

附属書A

(規定)

P-3C型航空機の機体洗浄作業実施要領

A.1 適用範囲

この附属書はP-3C型航空機の機体洗浄作業役務に適用する。

A.2 機体洗浄作業に関する要求

機体洗浄作業に関する要求は仕様書 2.4 によるほか、次による。

a) 作業開始（終了）時刻及び機体洗浄作業役務時間

作業開始（終了）時刻は、官側と調整して実施することとし、機体洗浄作業は準備及び撤収作業を除き、5時間（標準）とする。

なお、外気温度が4℃以下になることが見込まれる場合、作業管理者は監督官と作業開始日時を協議するものとする。

b) 機体洗浄作業前の点検

機体洗浄作業開始前に監督官立合いの下、機体の損傷程度について点検する。

c) 事前準備

航空機機体洗浄の事前準備（けん引、形態づくり、機内操作、各カバー類の設置、目張り）は、官側で実施する。

d) 機体洗浄

表 1 により機体洗浄を実施する。

なお、航空機洗浄後のフラップ上げ、アクセスパネル等の復旧及び機器の注油・潤滑等については官側が実施する。

表 1－機体洗浄の要求範囲

| No. | 図書番号 | 目次／項目番号 | 標題／適用項目 |
|-----|-----------------------|---|--------------------|
| 1 | 10 類 1T 第 1802 号 2.1 | 第Ⅲ節 | 予防整備 |
| 2 | 10 類 1T 第 1806 号 3(C) | カードNo.101 カードNo.102 カードNo.105, 107, 108 カードNo.705, 706 | 航空機の洗浄 |
| 3 | 10 類 1T 第 0005 号 | 3-3, 2, 3-5～3-5.5 | クリーニング実施手順 |
| 4 | 整備指示書 C-P3C-26-10 | — | P-3C 型航空機の腐食管理について |

e) 洗淨箇所

表2により整備項目に対応する箇所を洗淨する。

表2－洗淨区域の要求範囲

| No. | 洗 淨 区 域 |
|-----|-----------------------------------|
| 1 | 胴体下部, APU排気口付近, 前脚室内, 前脚ランディング・ギア |
| 2 | 左右主翼下面, フラップウエル内 |
| 3 | 左右主翼上面, エンジンナセル |
| 4 | 左右主脚室内, 主脚ランディング・ギア |
| 5 | 左右水平尾翼上下面 |
| 6 | 垂直尾翼 |

附属書B

(規定)

P-1型航空機の機体洗浄作業実施要領

B.1 適用範囲

この附属書はP-1型航空機の機体洗浄作業役務に適用する。

B.2 機体洗浄作業に関する要求

機体洗浄作業に関する要求は仕様書 2.4 によるほか、次による。

a) 作業開始（終了）時刻及び機体洗浄作業役務時間

作業開始（終了）時刻は、官側と調整して実施することとし、機体洗浄作業は準備及び撤収作業を除き、5時間（標準）とする。

なお、外気温度が4℃以下になることが見込まれる場合、作業管理者は監督官と作業開始日時を協議するものとする。

b) 機体洗浄作業前の点検

機体洗浄作業開始前に監督官立合いの下、機体の損傷程度について点検する。

c) 事前準備

航空機機体洗浄の事前準備（けん引、形態づくり、機内操作、各カバー類の設置、目張り）は、官側で実施する。

d) 機体洗浄

表1により機体洗浄を実施する。

なお、航空機洗浄後の機器の復旧及び機器の注油・潤滑等については官側が実施する。

※取扱説明書に明記されている警告、注意、注を必ず確認する。

表1－機体洗浄の要求範囲

| No. | 図書番号 | 目次／項目番号 | 標題／適用項目 |
|-----|-------------------|----------------------|---------|
| 1 | 10 類 1 第 0102 号 9 | 1-9-(2)ア, イ, ウ, エ, オ | 洗浄手順 |

e) 洗浄箇所

表2により整備項目に対応する箇所を洗浄する。

表2－洗浄区域の要求範囲

| No. | 洗 浄 区 域 |
|-----|------------------------|
| 1 | 前脚室内, 前脚, 左右主脚室内, 左右主脚 |
| 2 | 左右主翼下面及び上面, |
| 3 | 左右水平尾翼下面及び上面 |
| 4 | 垂直尾翼 |
| 5 | 胴体 |

